

第3章 基本理念

本方針は、高砂市文化振興条例の基本理念に即し、その内容を定めるものとします。

高砂市文化振興条例

(基本理念)

第3条 文化の振興によるまちづくりに当たっては、文化活動を行う市民、団体等の自主性及び創造性並びに文化活動の多様性が尊重されなければならない。

2 文化の振興によるまちづくりに当たっては、高砂という地域の特性あふれる文化の保存、継承、発展、及び活用がされなければならない。

3 文化の振興によるまちづくりに当たっては、市民全てが文化を創造し、学び、及び享受することができることを尊重し、市民の文化意識が高まり、市民、団体等の文化活動が活発化するような環境の整備が図らなければならない。

4 文化の振興によるまちづくりに当たっては、文化活動を福祉、教育、地域社会、産業等他の分野の活動に連携させ、市の活力が高められなければならない。

【説明】

文化の振興によるまちづくりに関する施策を推進するにあたっての基本的な考え方を示しています。

文化の振興によるまちづくりは、行政だけではなく、市民、団体等がそれぞれその役割を担っているものであり、地域全体で考え、取り組むべき課題であることから、市と市民、団体等が一体となり、共通の目標として取り組んでいくうえでの考え方を基本理念としています。

1 文化活動を行う市民、団体等の自主性及び創造性並びに文化活動の多様性を尊重

文化活動は、市民、団体等の自主性、創造性、多様性による自由なものであり、行政などがその内容に介入したり、干渉したり、特定の文化や、そのあり方を押しついたりということをすべきではないと特に留意することを定めています。

この自主性、創造性の尊重は、憲法第 21 条の「表現の自由」に規定され、文化芸術基本法の基本理念においても示されています。

2 高砂という地域の特性あふれる文化の保存、継承、発展、及び活用

本市には、これまで培ってきた歴史の中で生まれた、また、先人が守り育ててきた独自の文化、風習があり、これらの宝とも言うべきその活動、景観、文化財(地域の宝を含む)、伝統などを保存し、次世代に継承していくことは、今を生きる私たちの務めであり、また使命でもあります。

また、それらを発展させ、また、活用することは、市民、団体等の文化活動の活発化や地域の振興にもつながることになります。

3 市民全てが文化を創造し、学び、及び享受することができることを尊重し、市民の文化意識が高まり、市民、団体等の文化活動が活発化するような環境の整備

すべての市民が年齢や性別、障がいの有無、国籍などに関わらず、文化を創造すること、学ぶこと、享受することは、憲法 13 条に規定される「幸福追求権」の一つとして、人々が生まれながらにして持つ権利であると考えられており、文化芸術基本法の基本理念においても示されています。

市民が等しく文化活動に参加できるよう、イベントや行事の開催、施設の整備充実、機会や場の提供、条件の改善、情報の提供など、その環境の整備を図っていくこととします。

4 文化活動を福祉、教育、地域社会、産業等他の分野の活動に連携させ、市の活力を高める

文化そのものの振興には、人が人らしく生きるための糧として、豊かな人間性や創造力を養い、育てるものであり、また、人と人との連帯感を生み出し、社会基盤を形成するものと言えとともに、文化の活発化により地域の魅力の増進につながるという意義があります。

そのうえ、文化の振興は、他の分野も含めて、新たな需要や交流、付加価値を生み出す要素にもなります。

そこで、人づくり、地域づくりにもつながる側面に注目して、文化活動を他分野の活動と連携させ、地域の活性化や新たな経済需要の創出により、市の活力を高めていくことを定めています。